不換銀行券と物価との経済関係

----不換銀行券論争を顧みて---(2)

THE COR SHEET WELL BELLEVILLE OF THE SHEET O

- I 貨幣と物価との因果関係
 - 1 貨幣価値と商品価格 (→物価)
 - 2 物価と貨幣数量
- ――インフレーションと貨幣数量説――
 - Ⅱ 不換銀行券とインフレーション
 - 1 "貨幣流通の諸法則"
- ----支配と反映----

.....以上 (1) 前号

- 2 "紙幣流通の独自の一法則"の支配
 - A 不換紙幣と不換銀行券
 - --- "本質と運動" の概論----
- B 不換銀行券の二重本質と二重運動
 - ----貨幣性と資本性, 非伸縮性と伸縮性----
 - C 不換銀行券インフレの可能性(非必然性)
 - ---民需と国需---
 - D インフレ構造の抽象と具体

-----以上 (2) 本号

2 "紙幣流通の独自の一法則"の支配

A 不換紙幣と不換銀行券

--- "本質と運動"の概論----

"貨幣流通の諸法則"が支配する対象は、くりかえしてみてきたように、"げんじつの流通過程"のなかでの貨幣(金)と信用貨幣(確定金量との兌換性・同一性)の運動だが、これとは正反対に、"紙幣流通の独自の一法則"が支配する対象は、"げんじつの流通過程"のなかでの象徴的な代用貨幣=価値表章の運動である。

不換紙幣と不換銀行券とは、ともに"げんじつの流通過程"のなかでは、価値表章としての本質をもち、"紙幣流通の独自の一法則"の支配をうける価値表章としての運動をおこなう。そこで、不換銀行券がさも兌換銀行券(信用貨幣としての)とおなじ本質をもち、"貨幣流通の諸法則"にも支配されて運動するかのように構想する"不換銀行券=信用貨幣説"にたいして、"不換銀行券=不換紙幣説"がうちだされたわけだった。不換銀行券=信用貨幣説にたいする反論としての不換銀行券=不換紙幣説は、たしかに問題の一核心をついた明確・有意義なものだったが、それでもなお、反撃対象が単純な一元論だったのをうけて、反対スローガンも単純化されてしまった。反対内容はけっしてそんな一元論的なものではなかったのに。

不換紙幣と不換銀行券とが、"げんじつの流通過程"では価値表章としてのおなじ本質をもち、おなじ運動をするとはいっても、両者はそれぞれの成立過程のうえでの大きなちがいを内包している。発行主体・発行方法・発行動機の3要点のうえで、そしてまた、それらと関連する経済構造的段階のうえで、資本前・後の時代的展開のうえで。そうなると、不換紙幣と不換銀行券とは、一面おなじものだが、他面おなじものではない。不換紙幣と不換銀行券との"同一性"とともに、両者の"差異性"を明らかにしないまま、単純に不換銀行券

=信用貨幣説に反対する "不換銀行券=不換紙幣説" の旗じるしをかかげるだけでは、批判論旨としてもの足りなかろう。もっとも、この批判論旨は不十分ながらさいしょからそのなかに盛りつけられてはいたのだが。

まず、不換紙幣と不換銀行券との同一性・価値表章性について、そしてまた 両者が同一性とともにもつ差異性 (おなじものながらも、ちがうもの) についてみよう。

不換紙幣の価値表章性は、貨幣の流通手段機能に内在する瞬過性・象徴性から直接的にうまれるのにたいして、不換銀行券の価値表章性は、貨幣の支払手段機能にもとづく商業信用→信用貨幣性(商業手形→兌換銀行券)の否定として間接的に成立する。それぞれの価値表章性の成立過程のうえでのちがいがみられるものの、両代用貨幣は"げんじつの流通過程"のなかでもつ本質にはなんの区別もなく、したがって、そこでおこなうそれぞれの運動はいちようにもっぱら"紙幣流通の独自の一法則"によって支配される。

価値表章の運動がもっぱら"紙幣流通の独自の一法則"によって支配されるというのは、価値表章の総量がかならず流通必要金量のワクをこえてインフレ事態に突入する、ということを意味するのではない。いいかえれば、"紙幣流通の独自の一法則"の支配は、けっして価値表章のインフレ事象だけを説いているものではない。"紙幣流通の独自の一法則"は、発行される価値表章の総量が流通必要金量の額面・ワクをこえまいと、こえようと、価値表章の総量が流通必要金量の額面・ワクをこえないかぎりでは、価値表章はいわゆる"紙幣に特有でない諸運動"をし(そこでは、"貨幣流通の諸法則"が、"反映する"だけ)、またこえるかぎりでは、"紙幣の特有な運動"をするだけのことで、どちらの運動も"紙幣流通の独自の一法則"によって統一的・専一的に支配される。なぜならば、「紙幣流通の独自の一法則"によって統一的・専一的に支配される。なぜならば、「紙幣流通の独自の一法則"によって統一ちまにはいる。なぜならば、「紙幣流通の独自の一法則"によって統一方を使いていまる。なぜならば、「紙幣流通の独自の一法則"によって統一方を使いる。そしてこの法則はただつぎのことにつきる。紙幣の発行は、紙幣によって象徴的に表示される金(あるいは銀)がげんじつに流通しなければなら

ない数量に制限されるべきだ、ということに」、とマルクスが要約しているのをみても明らかなのだから。こうして"紙幣流通の独自の一法則"の支配は、同時に"貨幣流通の諸法則"の反映にもおよぶ。そこで、くりかえしになるが、もうすこし念入りに。

(1) Das Kapital, Bd. I., S. 133. (傍点—原著者)。「無価値な表徴 (Marken) が価値表章であるのは、ただそれが流通過程の内部で金を代表するかぎりのことであり、そしてそれが金を代表するのは、ただ金じたいが鋳貨 (流通手段—飯田注) として流通過程にはいりこむだろうかぎりのことである、……。 無券 (Papierzettel) の数量はそれが流通のなかで代位する金貨幣の数量によって規定され、そして紙券は金貨幣を代表するかぎりでの価値表章にすぎないのだから、……」(Zur Kritik, S. 110-1.)。

"紙幣流通の独自の一法則"は,"貨幣流通の諸法則"とはまったくちがう,うえのようなひとつの人為的な"制限の規定"・"制限の法則"(紙幣の総量を人為的に流通必要金量の額面・ワク内に制限しようとする)である。この"制限の規定"がまもられるかぎりでは,価値表章の運動には,前項でのべたように,"貨幣流通の諸法則"が反映する。そのさい,価値表章の総量は,流通必要金量の内生的な増減運動にともなう内在必然的な伸縮運動をするのではない(だから,"貨幣流通の諸法則"によって支配されるのではない。いうまでもなく,これによって支配されて内生的に伸縮運動をするのは,"紙幣と混合流通する"金・金貨だけだ)。だが,単位あたり価値表章の各片は,額面どおりの金量をそのまま象徴的に代表するはんらいの機能をはたす。したがって,そこでは,価値表章の総量が流通必要金量の額面・ワクをこえることによっておこる"紙幣に特有な運動"=単位あたり価値表章各片の代表金量の低下=インフレ現象はみられないけれども,なお"制限の規定"である"紙幣流通の独自の一法則"がとうぜん支配する。

"貨幣流通の諸法則"に支配されるということと、"紙幣流通の独自の一法則"に支配されるということとは、だから、げんみつに区別されなければならない。つまり、前者に支配されるものは、後者には支配されない。また、後者に支配されるものは、前者には支配されない。"貨幣流通の諸法則"は貨幣(金)・

信用貨幣 (商業手形→兌換銀行券) の運動だけを支配するのだし、また "紙幣流通の独自の一法則" は価値表章 (不換紙幣・不換銀行券) の運動だけを支配する。それじたい十分価値をもち、内生的伸縮性をもつ、したがって "制限の規定"とは、まったく無縁な流通必要金量の運動を支配するのが "貨幣流通の諸法則" だし、これとは反対に、それじたい十分価値をもたない、内生的伸縮性をもたない、したがって "制限の規定"を要する — 流通必要金量を前提・基礎とする — 価値表章の運動を支配するのが "紙幣流通の独自の一法則" である。両支配の無差別・混同・並立論は、しょせん貨幣基礎構造論の欠落をいみしよう。

では、なぜ価値表章の総量は制限のワク=流通必要金量のワク・額面をこえてまでいくらでも発行されうるのだろうか。価値表章は、くりかえしいうように、それじたい十分価値でもなければ、十分価値をふくむ確定金量との交換を保証されている貨幣代用物=信用貨幣でもない、たんなる象徴的な貨幣代用物にすぎないのだからである。だからこそ、発行価値表章の総量には流通必要金量を限度として「制限されるべきだ」という規定のワクがはめられなければならないことにもなるわけだ。だとすると、このワクをこえて価値表章量が増発されるということは、"制限の法則"が「外部から機械的に破壊された」ことをいみしよう。それでもなお、"制限の法則"は「強力に貫徹」される。こうしてここに、いかにも価値表章にふさわしい"紙幣に特有な運動"=インフレ現象があらわれる。だいじな点は、"紙幣流通の独自の一法則"が、"紙幣に特有な運動"=インフレ現象だけではなく、"紙幣に特有でない諸運動"=非インフレ現象(そこでは、"貨幣流通の諸法則"が反映する)をもあわせて支配するのだ、ということの把握である。

(2) (3) 「……紙券の数量 — の増減につれての諸商品価格の騰落は、ただ、外部から機械的に破壊された法則の、すなわち、流通する金の数量は諸商品の価格によって、そしてまた、流通する諸価値表章の数量はそれらが流通するなかで代表する諸金鋳貨の数量によって、規定されるという法則の、流通過程をとおして強力におこなわれる貫徹にすぎない」(Zur Kritik, S. 113-4.)。飯田繁『商品と貨幣と資本』240ページの注記参照。

以上にみてきたように、価値表章の運動を支配する "紙幣流通の独自の一法 則"の本命が、しょせん価値表章の発行総量は流通必要金量のワク内に"制限 されるべきだ"という"制限の規定"につきるわけは、ほとんど無価値な価値表 章が無限に増発される可能性をもつものだからである。ところが,価値表章は, たとえどんな大量で発行されようとも、一定と仮定されうる"ほんらいの流通 必要金量"の額面をしか代表できない宿命を負っている。だから、価値表章の 発行・流通総量が流通必要金量のワク・額面をこえて増えればふえるほど、単 位価値表章によって代表される金量はますます低下する。これがいわゆるイン フレ現象の実態である。ことばを変えていえば、金の価格標準が事実上(法律 上ではなく) きり下げられ、金の貨幣名・価格名が事実上(法律上ではなく) きり 上げられる。こうして、インフレ程度におうじ、"法定価格標準のもとでのほ んらいの流通必要金量"に代わって新しい貨幣名表現をもつ額面の同一金量 (と前提される)・"新しい流通必要金量"が登場することになる。ここで,イン フレ物価 (価値表章の増発→物価の一般的・名目的騰貴) をかんたんに "金価格標準 の事実上の切り下げ・金貨幣名の事実上の切り上げ"として一律・名目的にと らえるのは、他の諸個別的・実質的な物価騰貴との本質的なちがいを明示する ための, 抽象的な結論・究極論 (in the long run theory) にすぎない。しかし, げんじつの具体的な物価変動の様相は、インフレ時点でまず"金価格標準の事 実上の切り下げ・金貨幣名の事実上の切り上げ"現象を先どり的にふくむもの としてだけではなく、その基本路線のうえにまた、諸商品の個別的・類別的な 価格の変動差をもそのときどきに織りこんだ、全体としての多様な物価変容と しても把握されなければならないだろう。

- (4) 「価値表章の総額が増加するのと同じ程度で、それぞれの各表章が代表する金量 は減少するだろう。諸価格の上昇は、価値表章が代表して流通すべき金量に価値表 章を強力に等置しようとする流通過程の反作用でしかない」(Zur Kritik, S. 112.)。
- (5) 「……紙券量がたとえば、おのおの1 オンスではなく、各2 オンスを(1 オンスと 2 オンスの順序を逆転読み替え一飯田注)表示するとすれば、1 ポンド・スターリングはたとえば、事実上 $\frac{1}{4}$ オンスではなく、 $\frac{1}{8}$ オンスの貨幣名となろう。その結

果は、金が価格標準(Maß der Preise)としての金の機能で変化したのとおなじだ。だから、まえに1 ポンド・スターリングの価格で表示されていたおなじ価値が、いまや2 ポンド・スターリングの価格で表示されることになる」(Das Kapital, Bd. I., S. 133. [傍点—原著者])。

(6) 「価格標準の名づけ (die Namengebung des Maßstabs der Preise) 以外に はなにも変わらなかっただろう……。ポンド・スターリングという名称はいまやこれまでの $\frac{1}{15}$ の金量を表示するのだから,すべての商品価格は15倍に上がるだろうし,それまでは1400万枚のポンド・スターリングが必要だったのとまったく同じように,いまだと 実際に 2 億 1000 万ポンド・スターリングの紙券が必要となろう」 (Zur Kritik, S. 112.)。

これまでのところでは、不換紙幣と不換銀行券との同一性・価値表章性についてだけ、いちおうかんたんながら見てきた。不換紙幣と不換銀行券とは、しかし、単純な同一性をもつだけのものではなく、同時にまた差異性をも持っている。両者の同一性と差異性とが比較・対照されることによって、両者はいちだんと内容豊富なものとして把握されることになろう。両者の差異性は、不換紙幣にはほんらい見られない、不換銀行券に特有な二重性にもとづいている。

B 不換銀行券の二重本質と二重運動

――貨幣性と資本性,非伸縮性と伸縮性――

不換銀行券は、ほんらい本質のうえでも運動のうえでも二重性をもつので、ほんらいそんな二重性をもたない不換紙幣とかんたんに同一視されてはならない。だから、なんどもくりかえすが、不換銀行券=信用貨幣説に対抗する不換銀行券=不換紙幣説(=価値表章説にしても)は、前者が単純な一面性主張論であるだけに、後者もまたかんたんな一面性強調論ではあるまいか、といった誤解をまねきかねない舌たらずの立て看板だった。

不換銀行券は、貨幣の流通手段機能から直結的に生まれる不換紙幣の否定と してだけではなく、同時にまた、貨幣の支払手段機能から成立する信用貨幣 (商業手形→兌換銀行券)の否定としてもあらわれる。兌換銀行券の信用貨幣性は 否定されて、不換銀行券の価値表章性に転化する。兌換銀行券の信用貨幣性 は、兌換銀行券の貨幣段階的な規定として ——資本段階的な規定として、ではな (1) く——とらえられなければならない。なぜならば、信用貨幣は貨幣の支払手段 (2) (3) (3) 機能から直接に生まれるのだし、確定金量との兌換=同一性で支えられた金代用物(貨幣代用物・代用貨幣)なのだから。

- (1) 飯田繁『商品と貨幣と資本』252-7ページ参照。
- (2) 「信用貨幣は、支払手段としての貨幣の機能から直接に発生する」(Das Kapital, Bd. I. Tl. I., S. 145. [傍点一原著者])。「……ほんらいの紙幣が、貨幣の流通手段としての機能から生まれるように、信用貨幣は貨幣の支払手段としての貨幣の機能にその自然発生的な根源をもっている」(a. a. O., Bd. I., S. 132. [傍点一原著者])。
- (3) 「……信用貨幣それじたいは、それがその名目価値の額面で絶対的に現実貨幣を 代表するばあいにだけ貨幣であり、金流出につれて、貨幣への信用貨幣の転化可能 性が、すなわち信用貨幣と現実の金との同一性があやうくなる」(Das Kapital, Bd. III. Tl. II., S. 561.)。

理論的な分析をこころみるいまは、とうぜんなことながら、兌換銀行券の要因(兌換性、したがって信用貨幣性)をみじんもふくまない完全否定的な不換銀行券――たとえば、第2次大戦後、ニクソン・ショックまでの不換銀行券とはちがい――を想定する。それでもなお、不換銀行券の二重性を形成するもうひとつの要因・利子つき資本性(擬制的)は、兌換銀行券のそれをなにも否定しない。ただ、その擬制の程度が、金兌換準備のゼロ化によっていちだんとすすむだけのことだ。つまり、不換銀行券は、貨幣(論)段階的には兌換銀行券の信用貨幣性の本質・運動を全面的に否定して、価値表章性の本質・運動をもって"げんじつの流通過程"のなかにあらわれるのに、資本(論)段階的には兌換銀行券とおなじ 擬制的利子つき資本の本質・運動をもって"独特な流通過程"に登場する。

不換銀行券の利子つき資本性は、兌換銀行券の利子つき資本性とおなじく、 もともとは貨幣の支払手段機能から直接にうまれた商業信用→商業手形(ひろい意味の信用貨幣) →手形割引・貸付→兌換銀行券あるいは不換銀行券の発行過程 (商業信用と銀行信用とのまざり合い) ――商品側のリードにもとづく貨幣側のフォロー ――をへて、"独特な流通過程"(利子つき資本の運動過程 G—[……]—G') を通り、 "げんじつの流通過程"(G-W, W'-G') にはいりこむまでにみられる。利子つき資本の運動は、兌換銀行券であれ、不換銀行券であれ、これらが"げんじつの流通過程"にはいりこむまでの、そして満期日にそこから脱出して貸し出し元へ還流する過程でのことだ。兌換銀行券と不換銀行券との、利子つき資本としての運動をはじめるまでのちがいとしてあげられるのは、確定金量との交換が保証されているか、いないかにかかっている。だが、この保証のあるなしは、平常時には兌換銀行券と不換銀行券との、利子つき資本としての本質・運動じたいにはかかわらない。ところが、"げんじつの流通過程"にはいると、とたんに兌換銀行券は信用貨幣としての本質をもって"貨幣流通の諸法則"によって支配されて運動し、不換銀行券は価値表章としての本質をもって"紙幣流通の独自の一法則"によって支配されて運動する。

- (4) 「流通の速度と諸支払いの節約(相殺一飯田注)があたえられたものと前提されれば、現実に流通する貨幣の数量は諸商品の諸価格と諸取引の数量によって決定されるということは、すでに単純な貨幣流通の考察(第1巻第3章2[S. 125, 144])で指摘されている。おなじ法則は銀行券の流通(Notenzirkulation)でも支配する」(Das Kapital, Bd. III. Tl. II., S. 567.)。「おなじ法則」とは"貨幣流通の諸法則"(あるいは単数形、貨幣流通の法則)のことであり、また「銀行券」とは、確定金量との交換を保証されている兌換銀行券、すなわち"ほんらいの信用貨幣"(das eigentliche Kreditgeld, Vgl. a. a. O., Bd. III. Tl. I., S. 436.)のことである。
 - (5) 「不換銀行券 (inkonvertible Banknoten) は、たとえば現在ロシアでのように、じっさい国家信用 (国家の強制通用力一飯田注) によって支えられているばあいにだけ、一般的な流通手段になれる。だから、不換銀行券はすでに展開された (第1巻,第3章,2C:鋳貨、価値表章で)不換国家紙幣の諸法則 ("紙幣流通の独自の一法則"一飯田注) にしたがう」(Das Kapital, Bd. III. Tl. II., S. 569. エンゲルスの付記)。飯田繁『新訂 利子つき資本の理論』384ページ参照。

兌換銀行券が信用貨幣として"貨幣流通の諸法則"に支配されて運動し、不 換銀行券がそれとはまったくちがい、価値表章として"紙幣流通の独自の一法 則"に支配されて運動するのは、どちらも貨幣段階的なげんじつの流通過程 (貨幣資本が"たんなる貨幣"として機能する過程)でのことだ。ところが、不換銀行 券が兌換銀行券とおなじ利子つき資本として運動するのは、資本段階的な"独特な流通過程"(銀行信用過程)でのことである。兌換銀行券と不換銀行券とが、"げんじつの流通過程"のなかではそれぞれちがう流通法則に支配されて運動するのに、"独特な流通過程"のなかでは、なぜおなじ利子つき資本(価値増殖・環流)の運動をするのだろうか。兌換銀行券も不換銀行券も、中央発券銀行によって利子つき資本として発行される銀行券(銀行手形)である点では、なんのちがいも持たないのだからである。不換銀行券が、経済外的主体である国家によって経済外的・直接的に"げんじつの流通過程"のなかへ発行・投入されて流通したかつての価値表章・国家紙幣とは、発行主体・発行方法・発行動機の3点で大きくちがうものとされるのに、"貨幣段階的には異質の"兌換銀行券とそれらの3点では民需にかんするかぎりなんのちがいもないものとされるわけだ。

不換銀行券=信用貨幣説, 兌換銀行券=不換銀行券説は, だからけっきょく, こうした兌換銀行券にしかみられない貨幣段階的な信用貨幣性 (本質と運動) を, 兌換・不換銀行券にいちようにみられる資本段階的な利子つき資本性(本質と運動) と初歩的に混同して, 不換銀行券にもおしつけ, そうすることによって, ほんらい価値表章として生まれた不換紙幣にはもともと存立しない, しかし, 不換銀行券にはもともと存立する価値表章・利子つき資本性=二重性を見失ったところに起因しているようだ。不換銀行券の利子つき資本性が信用貨幣性として誤解され, それにともなって, 信用貨幣性とは矛盾して両立できない不換銀行券の価値表章性はとうぜん無視・否定されることになったしだいである。

だが、それだけではない。不換銀行券=信用貨幣説のうらには、不換銀行券の伸縮性がひそんでいるようだ。不換銀行券は、ほんらい価値表章でしかない不換紙幣とはちがい、発券銀行から利子つき資本として貸し出し発行されるかぎりでは、商品側の要請・リードにもとづいて増加し、その用途がおわれば、一定期間後には還流して減少する。そのさい不換銀行券は、否定された兌換銀行券の身代わりとして民間の需要情勢にもとづき、発券銀行の手をへて伸縮する。不換銀行券の伸縮性は、したがって"信用貨幣性"によってではなく、利

子つき資本性によってあたえられた不換銀行券の本質→運動の一環である。だから、伸縮性をほんらいもたないたんなる価値表章として生まれた不換紙幣とはちがい、不換銀行券がこうしてほんらい伸縮性をもつとすれば、それは不換銀行券の利子つき資本性の側面でのことであって、価値表章性の側面でのことではない。不換銀行券は、利子つき資本としては伸縮しても、"げんじつの流通過程"で"たんなる貨幣"の価値表章性代用物として機能するかぎりではけっして内在必然的に伸縮しない(伸はあっても、縮がない一後述)のだから、"貨幣流通の諸法則"にではなく、"紙幣流通の独自の一法則"に支配されるのだ。

もっとも,不換紙幣も国家による発行後に (ほんらい的にではなく),資本主義 社会ではたんに"げんじつの流通過程"のなかを駆けめぐるだけではなく、不 確定ながらも金量を代表するいじょうは銀行などに預貯金され、"独持な流通 過程"で利子つき資本の運動をもおこなう、と想定されえよう。だとすると、 不換紙幣も事後的には利子つき資本(擬制的)として増減・伸縮をくりかえすだ ろう。そのさいの伸縮は、しかしながら、国家によって発行された紙幣総量の なかでのことだし、また利子つき資本としての還流運動もげんみつには不換紙 幣の消滅をいみしない。なぜならば、不換紙幣は、不換銀行券のばあいとはち がい,発券銀行の創造物(還流によって消えるもの)ではないのだから。不換紙幣 発行総量の決定権は、国家の手に握られているのであって、国家による回収・ 廃棄処分以外には減少の道はない。そのいみで、価値表章としての不換紙幣に は全体の内在必然的な伸縮性は存在しない。それにまた、価値表章がそれじた い内在非伸縮的なのは、自己防衛するだけの価値をもともともっていないのだ からでもある。ところが、こうした価値表章としての非伸縮性と、利子つき資 本としての伸縮性とが、不換銀行券には共存している。このことは、不換銀行 券の発行に国家需要が参入すると、いよいよはっきりとなる。そしてこの不換 銀行券の価値表章性→非伸縮性こそが、現代インフレ=不換銀行券インフレ可 能性につらなる。

(6) (7) 「現代銀行券の基礎理論」128-31ページ, 150-1ページ参照。

C. 不換銀行券インフレの可能性(非必然性)

不換銀行券の発行方式は、発行の主体・方法・動機の3点で、不換紙幣の発行方式とは大きくちがう。そのちがいは、不換紙幣にはみられない二重性が不換銀行券にみられる事態に対応している。そしてまた、このちがいに照合して、不換銀行券インフレの発生可能性が紙幣インフレの発生可能性と区別されることにもなる。

- (1) 「不換紙幣と不換銀行券とは、① 発行主体、② 発行方法のうえですっかりちがい、③ 発行動機のうえでも区別される。これらの事実によって、不換紙幣と不換銀行券との、価値表章として本質・運動の同一性のうえに差別性がつけ加えられることになる。不換銀行券は、むしろ兌換銀行券(信用貨幣)の発行主体・発行方法をそのまま継承する。そのかぎりでは、不換銀行券は兌換銀行券とまったくおなじものでもあるかのようにみえる。不換銀行券は兌換銀行券の形状をそっくりひきつぐ。だが、発行動機においては、不換銀行券は兌換銀行券をそのままはうけつがない」(飯田繁『インフレーションの理論』115ページ)。「……不換銀行券が、不換紙幣とはまったくちがう、① 発行主体、② 発行方法により、またいくぶんちがう ③ 発行動機にうながされて登場することになるのも、不換紙幣にはもともと存在しなかったような"本質規定の二重性"を不換銀行券がもっていることに対応している」(飯田繁『マルクス紙幣理論の体系』22-3ページ〔傍点一原文のまま〕)。飯田繁『商品と貨幣と資本』258-63ページ参照。
- ① 発行主体。不換紙幣の発行主体が経済外的な国家であるのにたいして,不換銀行券のそれは経済内的な中央発券銀行である。不換銀行券は,信用貨幣性を否定する価値表章性の本質・運動をもちながらも,同時にまた,利子つき資本性の本質・運動をも持つことになる。こうして,一方では,ほんらい価値表章としての貨幣段階的同一性をしか持たないかつての不換紙幣とは遠くへだてられながら,他方では,貨幣段階的差異性をもつかつての信用貨幣性の兌換銀行券とは近接する。確定金量との交換を保証するか,しないかのちがいはあるものの。不換銀行券の発行主体は,兌換銀行券の発行主体とおなじ,商品側のリードによる経済内的な金融・利子つき資本・銀行信用の発進・吸収本体(中央銀行)である。その点で,不換紙幣の発行主体が,非経済関係にたずさわ

る "cheap [small] government" を本領とする国家であるのとは、不換銀行券の発行主体は本質的に異なる。

② 発行方法。不換銀行券の発行方法が不換紙幣のそれをどんなに否定しているかは、貨幣機能の発展過程をあとづけてみるだけでもあきらかだ。だが、不換銀行券の発行方法は、貨幣段階的にはおなじ価値表章性・不換紙幣の発行方法を決定的に否定するのに、貨幣段階的には背反の信用貨幣性・兌換銀行券の発行方法をなにも否定しない。もっとくわしく見よう。

不換銀行券は、貨幣の流通手段機能を否定する (その否定をさらに否定する) 貨幣の支払手段機能から生まれる信用貨幣の否定としてあらわれる。支払手段としての貨幣機能をはたす貨幣代用物・信用貨幣 (確定金量との交換保証つき) は原初的には、商業信用のなかに成立した商業手形だった。その商業手形が銀行業者によって割り引き・買いとられ、中央銀行によって再割り引きされ――手形貸付などの別コースをふくめて――、いいかえれば、商業信用と銀行信用とがまざり合って、"確定金量"保証つきの兌換銀行券が発行され、擬制的利子つき資本として、"独持な流通過程"のなかに、そして一般的流通手段・支払手段(信用貨幣)として"げんじつの流通過程"のなかに登場した。信用度も流通範囲もせまく限られていた商業手形に代わって、社会的資本としての中央銀行一諸市中銀行によって力強く支えられた信用度の高い兌換銀行券が、その流通領域をひろげ、その流通を一般化したわけだ。そうした長い前歴をもった兌換銀行券のあとを受けつぐほとんど同型の不換銀行券は、たとえ確定金量との交換保証を失っても、なお一般的流通性をそのまま慣習的に継承することになる。

(2) 「手形振出 (Wechselziehen) とは、商品を信用貨幣の一形態に転化すること、手形割引 (Wechseldiskontieren) とは、この信用貨幣を他の信用貨幣、すなわち銀行券 (兌換銀行券一飯田注) に転形することである」(Das Kapital, Bd. III. Tl. I., S. 467.)。「……この商業信用に本来的な貨幣信用 (der eigentliche Geldkredit) がつけ加わる。産業家や商人たちそうごの前貸しが、かれらにたいする銀行業者や貸付業者ら側からの貨幣の前貸しとまざり合う (untereinander verquickt sich)」(a. a. O., Bd. III. Tl. II., S. 528.)。「ここに〈本来的な貨幣信用〉といわ

れるものこそ、〈商品の形態でなされる信用〉=〈商品でなされる機能資本家たちの相互信用〉=商業信用と対立する銀行信用であり、一般的にいって、〈貨幣の形態でなされる信用〉=〈銀行による貨幣の貸付〉(貨幣=金=現金での、または〈信用そのもの〉での)にほかならない。銀行信用と商業信用とのまざりあいは、銀行信用が入りこむ諸関係の一つ、銀行信用がもつ諸側面の一つであるにすぎないが、銀行信用が商業信用とまざりあうばあいの研究は、貸付資本・信用の問題の一重要課題であり、この研究はマルクスによって全編を通じていろいろな角度からなされている」(飯田繁『新訂 利子つき資本の理論』197ページ)。飯田繁「商業信用と信用貨幣」(『岐阜経済大学論集』第15巻第4号、15—23ページ(『マルクス貨幣理論の研究』121—9ページ))参照。

マルクスは兌換銀行券の運動規定としてつぎのようにのべている。「生産者たちや商人たちのあいだのこれらの相互的な諸前貸(商業信用一飯田注)が信用の本来的な基礎をなしているのとおなじように、それらの流通要具である手形(商業手形一飯田注)は、ほんらいの信用貨幣である銀行券(兌換銀行券一飯田注)、その他の基礎をなす。これら(銀行券など一飯田注)は、金属貨幣の流通であろうと、国家紙幣の流通であろうと、貨幣流通にもとづくのではなく、手形流通にもとづく」(Das Kapital、Bd. III. Tl. I., S. 436.)。この命題は、「信用貨幣である銀行券」=兌換銀行券が流通手段機能からではなく、支払手段機能(しかも、商業信用→商業手形→手形割引・貸付など〔商業信用と銀行信用とのまざり合い〕)から出現するものであることを明らかにしている。信用貨幣ではない価値表章・不換銀行券も、手形割引・貸付(商業信用と銀行信用とのまざり合い)をとおして民需発行されるかぎり、「手形流通にもとづく」という点では、信用貨幣であるとともに利子つき資本でもある兌換銀行券とかわりはない。

しかし、このことは、"げんじつの流通過程"では不換銀行券が、兌換銀行券とおなじく、"貨幣流通の諸法則"に支配されて運動すること(兌換銀行券の運動が"貨幣流通の諸法則"によって支配されることについては、Vgl. a. a. O., Bd. III. Tl. II., S. 567.)を意味するのではない。不換銀行券の運動は"紙幣流通の独自の一法則"によって支配される(Vgl. a. a. O., Bd. III. Tl. II., S. 569.)。なぜなら、不換銀行券がたとえ兌換銀行券とおなじく「手形流通にもとづいて」発行され、流通にはいるとしても――つまり、"げんじつの流通過程"をはさむ"独特な流通過程"のなかでは、兌換銀行券とおなじ運動(利子つき資本の運動)をするとしても――、"げんじつの流通過程"のなかでは、兌換銀行券とおなり運動(利子のき資本の運動)をするとしても――、"げんじつの流通過程"のなかでは、価値表章として機能する不換銀行券は、信用貨幣として機能する兌換銀行券とはちがい、内在必然的な伸縮性をほんらいもたないのだから。

兌換銀行券と不換銀行券とは、このように、兌換性のある・なしのちがいを ふくみながらも、ともに利子つき資本性の一面をもって中央銀行から発行され たものとして、つうれい内面的にも・外面的にもちがわないものと見なされよ う。そこで、兌換銀行券と不換銀行券とを、いちように中央発券銀行の信用に よって創造されたもの= "信用貨幣"とみる構想が誕生したのだった。しかし、それは兌換銀行券と不換銀行券との"利子つき資本"としての同一性を、 "信用貨幣"としての同一性と誤解したまでのことだ。それでは、兌換銀行券・信用貨幣にはみられないインフレ可能性が、不換銀行券・価値表章にはみられる、貨幣段階上の両者の決定的なちがいを、そうした構想はまったく見おとしてしまうことになろう。

(3) 「銀行券の信用貨幣たることは銀行券が本来的信用貨幣より一般的流通=支払手段に転化しても異るところはないし、もとより法律上の兌換の有無に関するものではない。しかるに銀行券が信用貨幣であるという場合、その場合の信用を兌換されうるという信用と解する立場がある。かゝる立場においては本来銀行券は法律上兌換停止されるとともにもはや信用を喪失し、簡単に信用貨幣たることをやめるということゝなるであろう。だが、信用貨幣という場合の信用とはかくの如き意味ではない。手形や銀行券が信用貨幣であるのは信用制度が基礎になっているという意味である。換言すれば手形の場合には商業信用が、銀行券の場合にはこれに加うるに銀行信用が前提されているのである。したがって銀行券は法律上兌換停止される場合はもとより経済上兌換性を失っても且つ減価しても決してそれは紙幣化(価値表章化一飯田注)しない。やはり全信用制度(商業信用と銀行信用一飯田注)が前提され信用機構のうちから産み出されてくるかぎりそれは信用貨幣である」(遊部久蔵『インフレーションの基礎理論』136ページ〔傍点一原著者〕)。参考までに、「信用貨幣は、支払手段としての貨幣の機能から直接に発生する」(引用ずみ)、とマルクスはのべている。

「……兌換が停止されると銀行券は紙幣化して信用貨幣とは名ばかりであると云うが、一体兌換停止によって銀行券は信用制度を全然基礎としなくなるか? むしろ時に信用関係は新たにされ高度化されこそすれ、信用関係を全く離脱するなどということはあり得ない。それは依然信用貨幣である」(遊部久蔵『インフレーションの基礎理論』143ページ)。では、参考までにもう一つ。「……信用貨幣それじたいは、それがその名目価値の額面で絶対的に現実の貨幣を代表するばあいにだけ、

貨幣である。金の流出とともに、信用貨幣の貨幣への兌換性、すなわち信用貨幣の現実的金との同一性はあやうくなる。そこで、この兌換の諸条件を確保するために、利子歩合ひき上げなどの強制措置がとられる」(Das Kapital, Bd. III. Tl. II., S. 561.)。

なお,不換銀行券=信用貨幣説の第1例(遊部説),第2例(川合説),第3例(岡橋説)にたいする批判については,飯田繁『現代銀行券の基礎理論』225—423ページ参照。

うえにみたように、不換銀行券が兌換銀行券とおなじく、資本主義機構の一中枢・中央発券銀行によって信用創造→貸付発行される――確定金量との同一性が保証されているか、いないかのちがいはあるにせよ――という点では、両者はなにもちがわない銀行券(銀行手形)である。その点では、不換銀行券はおなじ価値表章性の不換紙幣と大きく区別される。不換紙幣はほんらい国家の強制通用力による直接的な発行方法のうえにたっている。もっとも、国家が特有の強制通用力をもって直接的に不換紙幣を発行・投入できないばあい、または発行・投入できても、十分に流通させえないばあいには、それらのことを可能にするための諸方策、たとえば金兌換・貸し付けや利子つき公債への切りかえなど、が政策的・意図的に講じられた。しかし、それらの事態は不換紙幣の利子つき資本性を、そしてまた国家の銀行資本性・営利性を立証したりすることにはならない。

(4) 「……国家はほんらい近代的な信用機関ではないので、不換紙幣が国家の貸付発行によってさいしょから包摂されているようにみえる"独特な流通過程"(貸付一回収過程)もじつは近代的な信用諸関係のもとでの"独特な流通過程"とは区別されなければならない。太政官札の国家による貸付発行は、実質的には、国家による直接的投入発行の技術的な一変形にすぎなかった」(飯田繁「不換紙幣の伸縮と不換銀行券の伸縮——同一性と差別性——」〔『経済学雑誌』第50巻第2・3号〕昭和39年3月、26ページ〔注2のなか〕)。飯田繁『インフレーションの理論』364—408ページ、とくに393—7ページ参照。

ところで、不換銀行券の発行方法が兌換銀行券のそれとおなじなのは、民間 需要(商品側のリード)にもとづく中央発券銀行の照応発行についてのことであ る。ところが、兌換銀行券にはほんらい見られないもうひとつの発行方法を不

- 46 -

換銀行券はそなえている。経済外的な国家需要にもとづく中央発券銀行の国債 引き受け方式によって発行される不換銀行券がそれである。この発行方法こそ が、不換銀行券の増発をインフレ可能性の暗雲へ追いこむ決定的な誘因ともな る。この発行方法の特異性は発行動機の特異性と緊密にからみあう。

- ③ 発行動機。不換銀行券は二つのちがう動機で発行される。一方では,兌換銀行券を否定しながらも,民間需要→兌換銀行券の身代わり役をはたすものとして(兌換銀行券の身代わり役としての不換銀行券にたいしては国需もいくぶん含まれ(5)るが,主体をなすものは民需)。そしてまた他方では,兌換停止(日本のばあい,昭和6年)をひきおこした風雲急な国際情勢を背景に,かつての不換紙幣増発の国家需要をうけ,不換紙幣の身がわり役として。それぞれおなじ発行主体・中央発券銀行によるちがう方法で不換銀行券は発行される。そして両者は,"げんじつの流通過程"では,価値表章として"紙幣流通の独自の一法則"に支配されて運動する。
 - (5) 『インフレーションの理論』120-1ページ参照。

不換銀行券の発行動機でちがう二つのケースは、それぞれの発行主体をおなじにしながらも、発行方法を、そしてまた結果事象を異にするのだから、大きく区別されなければならない。不換銀行券がどのようにして兌換銀行券の否定的転化形態としてあらわれたかの論理過程をのべるばあいには、わたくしはうえのようにまず、民需にもとづく貸付兌換銀行券の身代わりとしての不換銀行券を説き、そのあとで国需にもとづく不換紙幣の身代わりとしての不換銀行券をみる。しかし、この序列にこだわることはなかろう。経済的要因の民需には直接つながらない不換銀行券インフレを明らかにするばあいには、むしろ序列を逆転させ、経済外的要因の国需にかんするケースを先行させる。

の序列によるのがよいようにおもわれる。というのは、兌換銀行券の否定としての不換銀行券がまず第1に臨戦体制下の不換国家紙幣代位としてあらわれたのだからである。また膨大な戦費調達のためには、近代的な形態・信用貨幣としての兌換銀行券がまず不換銀行券化して、その不換銀行券が増発されるのでなければならないのだからである。兌換停止はたんなる金準備高の枯渇だけによるのではない。輸出入事情などの悪化から金準備高が減少・枯渇しても、平常時なら輸出入商品価格の再調整→国際収支の改善で金準備高の枯渇事態はやがて解消しよう。兌換停止、兌換銀行券の不換銀行券への一大転化は臨戦体制などのような前途暗雲の大異変時点にしかみられない。こうして不換銀行券の"第1ケース"が成立する。しかし、兌換停止による兌換銀行券の不換銀行券への転化が長期化すれば、そのあいだ存続するかぎりの"第1のケース"と並行して、あるいは単独的に"第2のケース"だけが見られるのはとうぜんだ」(飯田繁『商品と貨幣と資本』261ページ、注のなか〔傍点一原文のまま〕)。

「不換銀行券の発行方法は二つのケースにわけられる。国家によって創造・発行される不換紙幣のかわりに、不換銀行券が発券(中央)銀行によって創造・発行されるのが、その第1のケースであり、発券銀行の貨幣(確定金量一追記)債務証書である兌換銀行券のかわりに、国家にゆるされて、一般的に同行の貨幣債務証書ではない不換銀行券が同行によって創造・発行されるのが、その第2のケースである。第1のケースでは、不換銀行券は、たとえば、国家の発行する赤字公債の中央発券銀行引受によって発券銀行の手で創造(印刷は国家、しかし発行は発券銀行一追記)されるのだが、それらの不換銀行券(……これらに相当する額……)は国家じしんによって直接的に創造・発行される不換紙幣とおなじようにさいしょ国家の支配下におかれる。こうして、不換銀行券は、このばあい発券銀行によって創造されながらも、じっさいにはけっきょく、国家の手によって創造された不換紙幣とおなじ運命をたどることになる」(飯田繁『現代銀行券の基礎理論』154ページ〔傍点一原文のまま〕)。

不換銀行券は、不換紙幣の身代わり役としてはもちろんのこと、信用貨幣としての兌換銀行券の一面を否定しながらも兌換銀行券の身代わり役をはたすかぎりでは、価値表章としての貨幣段階的な本質をもって"げんじつの流通過程"のなかにはいり、そこで運動する。その点では、本質のうえでも、運動のうえでも、不換銀行券は価値表章としての不換紙幣と基本的にはなにもちがわない。だから、国需動機によろうと、民需動機によろうと、発行された不換銀行

券の運動は、"げんじつの流通過程"のなかでは、ともにもっぱら"紙幣流通の独自の一法則"によって支配される。くりかえすが、不換銀行券の総量が流通必要金量のワク・額面をこえようと("紙幣に特有な運動"をしようと)、こえまいと("紙幣に特有でない諸運動"をしようと、そのさい、"貨幣流通の諸法則"が支配するのではなく、反映しようと)、価値表章としての不換銀行券の運動を支配するのは、もっぱら"紙幣流通の独自の一法則"だ。ということは、さきにもふれたように、岡橋教授が主張されるのとはまったくちがい、"紙幣流通の独自の一法則"はすぐさまインフレにつうじるのではなく、ましてや、「……紙幣流通の特殊法則の専一的支配説の終着駅、その名は貨幣数量説……」なのではない。そうみることじたいが、まさに数量説(紙幣数量説)的構想だ!

(7) 岡橋保『貨幣流通法則の研究』193ページ。

民需動機にもとづいて発行される不換銀行券が、"貨幣流通の諸法則"によってではなく、"紙幣流通の独自の一法則"によって支配されて運動するとしても、すぐさまインフレ化につうじないのは、なぜか。民需動機にもとづく不換銀行券の総量は、積極的には流通必要金量の額面・ワクをこえて増大しないからだ。一時的・消極的にはこええても(流通必要金量が内生的・一時的に減少するのに、不換銀行券総量がそれに追随して減少しないので)。民需・国需(民需の一部分を租税徴収で代行するかぎり国需)動機にもとづいて発行された不換銀行券の総量が流通必要金量の額面・ワクをこえないかぎりでは、不換銀行券は"紙幣に特有でない諸運動"をする——その運動には"貨幣流通の諸法則"が反映する(支配するのではなく)——だけで、やはり制限の規定を本則とする"紙幣流通の独自の一法則"に支配される。

このように、民需動機にもとづいて発行される不換銀行券の運動が"紙幣流通の独自の一法則"によって支配されるのであって、けっして"貨幣流通の諸法則"によっては支配されない、というわけは、民需動機にもとづいて発行される不換銀行券総量が内生的・必然的には伸縮しないことにある。銀行信用によってそのときどきに新規発行される不換銀行券量は、そのおりおりの流通必

要金量ワクと歩調を合わせて伸縮・増減するとしても。過去に発行された未回収分をふくむ不換銀行券の総量には、流通必要金量の"増"・"減"に対応する内生的・必然的な伸縮運動はげんみつにはみられない。不換銀行券総量の"増"への対応性はあっても、"減"への対応性はない。

- (8) 「"げんじつの流通過程"で兌換銀行券=信用貨幣を否定しながらそのまま代位する不換銀行券が、"独特な流通過程"での貸付(伸)・回収(縮)運動をとおして、流通必要金量の増減におうじて伸縮するかぎりでは、金兌換の裏づけのない不換銀行券は、まさに金兌換に裏づけられた"いまはなき"兌換銀行券とまったくおなじ役割をはたすことになる。不換銀行券が、再生産的な民需にもとづいて貸付・発行され、返済・回収され、民需一流通必要金量と歩調を一にして増減・伸縮する。そのかぎりでは、兌換銀行券の運動と不換銀行券の運動とのあいだの、つまり金兌換がおこなわれるか、おこなわれないかのちがいは、なにもないのだからである」(飯田繁『マルクス貨幣理論の研究』254-5ページ〔傍点一原文のまま〕)。このように、銀行信用によって新規発行されるそのときどきの不換銀行券量は流通必要金量のワク・額面をこえないのだから、そのさい"げんじつの流通過程"のなかにはいる不換銀行券は"紙幣に特有でない諸運動"をし、したがって、そこには"貨幣流通の諸法則"が反映するとしても、支配するのではない。支配するのは、くりかえしのべたように、"紙幣流通の独自の一法則"である。
- (9) 「……民需によって発注されて貸し出し・発行される不換銀行券は、兌換銀行券のばあいとおなじく流通必要金量の額面をこえない。だから、民需によってだけ兌換銀行券代わりの不換銀行券が中央銀行から貸しつけ・発行されるのであるならば、さいしょから流通必要金量の額面をこえる不換銀行券の増発は考えられない。たとえ、兌換銀行券のばあいにはありえなかった兌換準備金規程をこえる増発でも、また実需をこえる仮需要などの投機的増発でも、それらは市場価格の騰貴を反映する流通必要金量それじたいの増加とみなされよう。しかし、商業信用・商業手形割引一"独特な流通過程"(銀行信用)をとおしていちど増発された不換銀行券には、"独特な流通過程"での貸し付け・回収(還流)による伸縮運動はみられても、流通必要金量が減少するさいに相応する"げんじつの流通過程"からの兌換・収縮運動はみられない。"けんじつの流通過程"での伸はあっても、縮のないのが、価値表章の特性である。不換紙幣のばあいには、このことがはっきりとあらわれる。不換紙幣(総量一追記)には自動的な伸縮・調整作用はまったくなかった」(飯田繁『商品と貨幣と資本』265ページ (傍点一原文のまま))。「金や兌換銀行券の流通のばあいとはちがい、不換銀行券のばあいには、伸と縮との両方向への運動をともにおこな

5完ぺきな内在必然性はみられない。不換銀行券の流通においては、内在必然的な伸長運動は十分におこなわれえても(兌換銀行券を否定して登場した不換銀行券が民需にもとづいて兌換銀行券代わりに発行されるばあい一追記)、内在必然的な収縮運動は完全にはおこなわれえない。銀行信用ルートをとおす収縮運動(還流運動)のほかには、不換銀行券はそれじたいほんらい収縮できない」(飯田繁『インフレーションの理論』56ページ〔傍点一原文のまま〕)。

流通必要金量が内生的に増大するさいに、 民需による銀行信用 ("独特な流通 過程")をとおして不換銀行券の発行量が対応的に増大しても――そしてまた。手 形割引・再割引・貸付による増大分は一定期間ののちには利子つき元本の返済で自動的に 減少するとしても──,逆に流通必要金量が減少するさいには、返済無用な既発 行の不換銀行券総量がつれて必然的に減少する、とはいえない。そのさい、金 ならば、蓄蔵されて"げんじつの流通過程"での"動"から引きあげられ・"不 動"に転化するのだし、また信用貨幣としての兌換銀行券ならば、いろいろな 目的で確定金量に転換され、"げんじつの流通過程"から引きあげられて、 気 換銀行券の発行総量は内生的に減少する。ところが、不換銀行券は確定金量へ の転換可能性をもっていない。したがって、げんみつにいえば、流通必要金量 の増大にともなう銀行信用の増幅につれて新規発行される不換銀行券量は対応 的に増大しえても、逆に流通必要金量の減少にともなって既発行不換銀行券の 総量は対応的には減縮しえない。 既発行不換銀行券の利子かせぎの預金化 (た んなる蓄蔵化ではなく)によっては、それらの不換銀行券総量は減少しない。い つでも出動できる"鋳貨準備金"態勢にあるかぎりでは。確定金量に換えられ た兌換銀行券は消えるが、いつでも引き出せる・預金化されたままの不換銀行 券は"げんじつの流通過程"から部分的にしばらく消えても、中・長期的には 消えない。

おなじく預金化されるのでも、兌換銀行券のばあいと不換銀行券のばあいとではちがう。減少する流通必要金量のワクをこえると、流通しなくなるのが金や信用貨幣であるのなら、そのワクをこえても流通するのが価値表章なのだから、不換銀行券は流通("げんじつの流通過程")のそとへ出なければならないもの

ではない。民需動機にもすでに見られる、このような"げんじつの流通過程"のなかでの不換銀行券の不完全な伸縮性は、兌換銀行券の信用貨幣性から区別される不換銀行券の価値表章性をしめすものだが、民需動機のうえに国需動機(10)が加わると、さきにものべたように、それはいよいよはっきりする。

(10) 飯田繁『インフレーションの理論』120—1ページ,323—4ページ参照。

では、国需動機によって不換紙幣代わりに発行される不換銀行券の自動的非伸縮性のほどはどうだろうか。国需動機にもとづいて発行される不換銀行券は、民需動機のばあいのように、流通必要金量の要請を起点として、中央発券銀行の手形再割引・貸付→利子つき資本ルート・"独特な流通過程"をへて"げんじつの流通過程"のなかにはいる、といった方法をとる、のではない。とはいっても、国家の手で直接に"げんじつの流通過程"のなかに発行・投入された、かつての不換紙幣のそれとはまったくちがう発行方法(中央銀行からの利子つき資本の借り入れではなく、利子つき国債発行〔中央銀行引き受け方式〕)によって不換銀行券は発行され、"げんじつの流通過程"のなかにはいる。

国債が公募方式で発行されるばあいには、発行国債相当額の不換銀行券(既発行・流通中あるいは預金化された不換銀行券総量の一部分)が国民の手から国家の手に移されるだけであって、不換銀行券の増発はおこらない。ところが、おなじ国債でも中央発券銀行の引き受け(買いとり)で発行されるばあいには、中央銀行による国債引き受け発行分だけ不換銀行券は増発されることになる。中央銀行バランス・シートでの資産・国債額に見合う負債・政府預金→政府小切手の振り出し→政府預金の一般金融機関預金への振り替え→一般金融機関預金の払い戻し請求→不換銀行券発行のプロセスをへて。したがって、このさい、すでに流通必要金量のワクをいっぱい満たしている民需による不換銀行券の発行量のうえに、たまたま(必然的にではなく)この国需による不換銀行券の増発分がつけ加わるならば、とうぜん不換銀行券の発行総量は流通必要金量のワク(額面)をこえることになろう。経済外的な国需による不換銀行券の増発は、流通必要金量の経済内生的な増大にもとづくのではないのだから。それにいちど

-52 -

流通必要金量のワクをこえて増発された不換銀行券の総量は,価値表章としての不換紙幣のばあいとおなじように,貨幣名の事実上の切り上げとともに,"余剰"な数量ではなく,流通上いまや"必要"な数量となろう(「……それまでは1400万枚のポンド・スターリングが必要だったのとまったく同じように,いまだと実際に2億1000万ポンド・スターリングの紙券が必要となろう」〔前掲〕)。こうして,流通必要金量のワクをこえる国需による不換銀行券の増発→インフレ・物価騰貴は,事実上の金価格標準の切り下げ,事実上の金貨幣名の切り上げとしての,"流通必要金量"じたいの貨幣名・額面上昇としてあらわれる。こうして,"新しい流通必要金量"が登場することになる。

1931年(昭和6年),国内的・国際的な大異変(1929年ニューヨーク株式市場の大 暴落・世界恐慌・不況いらいの)を契機として,日本銀行券の兌換性(信用貨幣性) から不換性(価値表章性)への転化,大規模な経済外的・非再生産的・非常時 的・戦時的な国需動機の登場にもとづいて,不換銀行券の逐次的・連続的な増 発→インフレ現象が現実のものとしておこったのだった。

では、不換銀行券総量の増伸とは逆行する、不換銀行券総量の減縮は? インフレ退治・終結は? 既発不換銀行券総量の強行的な削減方策(かつての徴税・回収→廃棄方法による不換紙幣削減のケースとはちがい、累積赤字国債の苦難な償却)・デフレあるいは最終的なデノミ方式によるほかはない。ということは、価値表章として現存する不換銀行券総量が、民需・国需の両動機をあわせて、けっして"ほんらいの流通必要金量"の内生的な増減につれて自動的・必然的に伸縮するものではないことを、いいかえれば、価値表章としての不換銀行券は不換紙幣とおなじく、けっして"貨幣流通の諸法則"に支配されて運動するものではないことをしめしている。そこにまた、不換銀行券のインフレ可能性(必然性ではなく)が潜在している。

(11) 『商品と貨幣と資本』247-74ページ参照。

D インフレ構造の抽象と具体

---回顧と展望---

「不換銀行券と物価との経済関係」をめぐって提起される諸問題のさいごに残されているのは、一般論としても検討されなければならない"インフレ構造の抽象と具体"の問題である。この問題は、研究の回顧をうながしながら、研究の展望へもつらなるつぎの2点である。① まとめとしての、二様の物価騰貴の決定的なちがい。すなわち、流通必要金量(ほんらいの)の増大を決定する物価騰貴と、その流通必要金量のワクをこえる価値表章の増発からおこる物価騰貴(インフレ)との決定的なちがい。② インフレという名の物価騰貴の構造(内容)分析。

① 商品あっての貨幣,価値あっての価値形態 (→一般的等価形態)である。 商品運動が貨幣運動をリードする。 諸商品価格(物価)が流通に必要な貨幣量 を決定する。"実現されるべき諸商品価格の総額" ――個貨の平均的流通速度は一 定または1と仮定――によって流通必要金量(ほんらいの)が決定されることをう たいあげる"貨幣流通の諸法則"は、じつは商品流通と貨幣運動との、物価騰 落と流通貨幣量増減との因果関係を明示している。等式の左辺と右辺とのあい だに示されている因果関係の方式がもつ意義は重大である。左辺を右辺へ、右 辺を左辺へおきかえると、両者の因果関係は逆転され、貨幣数量が物価を決定 する(MV=PT)と主張する貨幣数量説に転落することになるのだから。その 因果関係のもとで、貨幣としての金は、それじたい自己防衛するだけの十分な 価値を内包しているからこそ、そのときどきに騰落する物価を実現するのに必 要な数量だけしか流通しない。だから,流通必要金量のワクをこえて過剰に流 通するといった現象は、金、さらにすすんでは、確定金量との同一性をもつ信 用貨幣・兌換銀行券にはほんらい見られない。物価の騰落に追随して金量がげ んじつに増減するさいのタイム・ラグ(流通貨幣量と蓄蔵貨幣とのあいだの流出入・ 移動中の適合期間)を除外すれば、その除外は究極論・抽象論では、いちおうゆ るされるはずだ。

だからといって、げんじつに流通しつつある金量が、そのときどきに変動する流通必要金量(左辺の観念的金量にもとめられて、流通しなければならない・右辺の流通に必要な現実の金量)とさいしょからいつもぴったりと一致するとはいえない。マルクスがしばしばのべているように、流通必要金量は一日中に処理されるものとして取りあつかわれている。したがって"貨幣流通の諸法則"によって支配されて動く流通必要金量はいわばその日その日の事象でしかなく、その流通必要金量がじっさいに蓄蔵貨幣などによっても満たされないようだったら、その充足部分・一致部分——流通の加速などによって——だけが観念的金量を実現するのに必要な金量(流通必要金量としての現実的金量)とみなされるまでのことだ。こうして、観念的金量(左辺)と現実的金量(右辺)との一致・等置は"自明の理"とされるわけだ。

(1) 「じっさいのところ, 貨幣は諸商品の価格総額のなかにあらかじめ観念的に表現された金量をただ現実に表示しているだけだ。だから, これらの量(観念的金量と現実的金量一飯田注)があい等しいのは, 自明なことだ」(Das Kapital, Bd. I., S. 122.)。

さて、二様の物価騰貴がたがいに大きく区別されるのは、それぞれの物価騰貴の成立過程が決定的にちがうからだ。それでもなお、見おとしてならないのは、流通必要金量を前提・基礎として成立するインフレ物価は、とうぜんながら流通必要金量の決定要因としての物価構造を基盤として内包しなければならない、ということだ。両者は、さも、たがいに無関係なもの同士であるかのように――前者は実質的な物価変動、後者は名目的な物価変動として――ブッツリと切りはなされてしまってはならない。そこで、インフレ物価の構造内容を抽象から具体へわずかなりと進めていくためには、前提・基礎としての流通必要金量を決定する物価の構造内容をまずとらえなければならない。そこでの結論をかんたんに先どりすると、こういうことになろうか。

インフレ物価は、進行過程のなかで総需要量(不変と仮定しても)のさまざま な再分配関係の作用を経て、けっきょく、ほんらいの流通必要金量を決定する 実質的な物価変動を名目的な拡大ベールでおおいながらも、その実質的な物価変動にたいして、さらに類別的・個別的な格差変容をひきおこす。とくに、国独資の発動を契機とする現代インフレ=不換銀行券インフレでは、国需の投入力点の偏差にもとづいて。

まず、ほんらいの流通必要金量を決定する物価変動についてすこし。そこで機能する諸要因は商品側と貨幣側とに大きく区分される。商品価格の第1源泉は商品価値(正比例的要因)、第2源泉は貨幣価値(反比例的要因)。それぞれの生産過程で必要とされる社会的・平均的労働時間によって、一方ではそれぞれの個別的・類別的種類商品の価値が、そしてまた他方では一般的な価値尺度として機能する貨幣の価値が決定される。それぞれの価値の変化はまちまちの伝達方式を経なければならないとしながらも、究極的には、商品価値の変化(分子要因)は貨幣価値の変動(分母要因)によって尺度されて、まず個別的・類別的な商品価格(観念的金量)の原初的な形態・価値価格に転化する。そのさい、貨幣の法定価格標準・法定貨幣名はとうぜん一定・不変として前提されることによって、商品の価値価格は以上の2要因だけで形成され・変動することになる。

諸商品の価値価格は、さらに生産・流通の両過程で諸商品の個別的・類別的な需給関係の試練をうけて、それぞれの実質的な市場価格変動へ上向・展開する。このように、一面では貨幣要因による,他面では商品要因による複合的な影響・作用をうけて、単純商品社会の諸商品価格(最終形態)が形成される。流通必要金量を決定する段階で、一般的・共通的な変動契機として作用する物価形成要因は、貨幣価値の変化だけだ。ところが、その貨幣価値の変化も、金鉱の大発見や金生産の技術進展によるばあいは日常みられる事態ではないので、物価変動の要因としてはつうれい考察のそとにおかれる。すると、あとはすべて商品側の要因にもとづく実質的・個別的な物価変動として総括されよう。

② インフレ物価は本質的・抽象的には、上述の物価騰貴とはまったくちが う。上述の物価騰貴が商品側の要因にもとづくおおむね実質的・個別的な内容 のものであるのにたいして、インフレ物価は貨幣側の要因(①の貨幣価値要因と

はちがう)に根ざす名目的・一般的な内容のものである。インフレ物価の本質が名目的・一般的なものであるのは、貨幣(金)の象徴的な代用物である価値表章——古典的には不換紙幣、現代的には不換銀行券——の発行・流通総量が流通必要金量の額面・ワク(制限規定)をのりこえることによっておこる事態、すなわち単位あたり価値表章の代表金量がほんらいの額面どおりからそれ以下にじっさい低下する事態、金の価格標準が事実上きり下げられる事態、いいかえれば、一定金量の貨幣名・価格名が事実上ひき上げられることに、はっきりとしめされる。

では、なぜ価値表章の総量が、げんじつの金(や信用貨幣)ならば元来こええないはずの流通必要金量のワク・額面をこえてまで増発されうるのだろうか。原因は二つ。ひとつにはそこに登場する貨幣代用物・価値表章がそれじたい相対的に無価値な "たんなる価値の象徴"にすぎないものであること。そしてもうひとつには、特筆されなければならないところの、価値表章の古典的な発行権者または現代的な発行推進本体・国家が経済外的な非経済人的なものであること。もともと非経済主体である国家が、かぎられた独立採算制の国家事業のほかに非再生産的・非採算的な国家需要を実現するための原資として入手できるものは、つうれい租税である。租税だけでは間に合わない緊急・非常時点では、さいごの切り札として、古典的な価値表章・不換紙幣が強制通用力をもつ国家によって直接的に、また現代的な価値表章・不換銀行券が中央発券銀行による国債引き受け発行方式をとおして間接的に、国家の手で"げんじつの流通過程"に投入され、代わりに諸商品・非再生産化資材が国家の手に調達される。

いずれにしても、商品生産・流通業者ではない国家は、商品の転化形態・貨幣なしに、つまり W_1 —G なしに、G 代わりのたんなる価値表章・金表章・貨幣表章で W_2 などを取得する。ひとことでいえば、国家は"売らないで買う"。ここで"売らないで買う"というのは、"売るまえに買う"こと(蓄蔵貨幣機能の否定→支払手段機能、ましてや資本主義的な方式(G—W—G)から生じる事態)あるい

はいわゆる "原始的購買手段" 構想などをいみするのではけっしてない。売りの結果 (商品の転化形態) としての過去・現在の貨幣は、流通必要金量の構成部分としてしか出現しないのだから、このワクをこええない。それにたいして、売りの結実ではないたんなる価値表章の総量は、もともと流通必要金量をしか代表しないものとして "流通必要金量のワク内に限定されるべきだ"との法則(紙幣流通の独自の一法則)に支配されながらも、なおこのワクを額面上こえうるのは、まさに価値表章の象徴性に起因している。

(2) 「"げんじつの流通過程"のなかでの商品の売りにもとづいたGの商品買いであるのか、そうではないG代用物、価値表章による商品買いなのかに問題はかかっている。商品を売らないで商品を買う……ということは、正真正銘の一般的等価形態・Gで買うのではなく、商品の転化形態ではない無価値なG代用物・価値表章(いわば水)で買うということだ」(飯田繁『商品と貨幣と資本』267ページ)。なお、"原始的購買手段"構想(「金の生産者だけが、金を貨幣として原始的に、単なる購買手段として使用するのである」(字野弘蔵『経済原論』上巻51ページ)からはじまった)一需要超過論については、飯田繁『現代銀行券の基礎理論』294—345ページ参照。

価値表章としての不換紙幣とおなじように、価値表章としての不換銀行券は、それじたい商品価値の一般的形態・貨幣そのものではないたんなる象徴的な代用貨幣にすぎないのであって、それの増大は流通必要金量じたいの増大を意味するものではない。価値表章の総量が、流通必要金量のワクをこえていくら増発されようとも、全体としての流通必要金量をしか代表できない。だから、価値表章の総量がこのワクをこえて増発されればされるほど、単位あたり価値表章の代表金量はますます低下するという、そのことのなかに、じつはインフレの抽象的に描かれる本質規定が存立する。そこで、"金価格標準の事実上の切り下げ"、"金貨幣名・価格名の事実上の切り上げ"という、インフレのこの本質規定を明らかにするためには、インフレに付随する非本質的な諸要因をまずとり除いた純粋な姿でインフレは解剖されなければならない。そのさい、インフレ発生・推移・終極の現象過程は時間的に短縮され、価値表章総量の増発からおこる事実上の価格標準きり下げが法定価格標準の切り下げなみに

即時・単純・まざり気なしに結論される。さきにも引用したように、マルクス (3) の叙述のなかでは、インフレ現象の究極的結論が提示されているだけで、そこへ到達するまでの時間的・曲折的な需給関係の偏差・波及過程などはいっさい みられない。価値表章の増発が、長期にわたってすこしずつ累積されるのであるうと、いっぺんにおこなわれるのであろうと、インフレじたいの本質的・抽象的な結果内容はおなじものだ、とされているわけだ。

(3) 「価値表章の総額が増加するのと同じ程度で、それぞれの各表章が代表する金量は減少するだろう。諸価格の上昇は、価値表章が代表して流通すべき金量に価値表章を強力に等置しようとする流通過程の反作用でしかない」(Zur Kritik, S. 112)。「……ポンド・スターリングという名称はいまやこれまでの $\frac{1}{15}$ の金量を表示するのだから、すべての商品価格は15倍に上がるだろうし、それまでは 1400 万枚のポンド・スターリングが必要だったのとまったく同じように、いまだと実際に 2 億1000 万ポンド・スターリングの紙券が必要となろう」(a. a. O., S. 112)。「……紙券量がたとえば、おのおの1 オンスではなく、各 2 オンスを(2 オンスではなく、各 1 オンスを、と読み替え一飯田注)表示するとすれば、1 ポンド・スターリングはたとえば、事実上 $\frac{1}{4}$ オンスではなく、 $\frac{1}{8}$ オンスの貨幣名となろう。その結果は、金が価格標準としての金の機能で変化したのとおなじだ。だから、まえに 1 ポンド・スターリングの価格で表示されていたおなじ価値が、いまや 2 ポンド・スターリングの価格で表示されることになる」(Das Kapital, Bd. I., S. 133. (傍点一原著者))。

こうして、インフレはけっきょく一様な・名目的物価騰貴をまねく(うえの引用文にしめされているように「すべての商品の価格は15倍に上がるだろう」)というのは、まさにインフレの本質を端的に表示しているだけのことだ。インフレの本質がこのようにはっきりと描きだされるためには、流通必要金量のワクをこえて増発される価値表章量のすべては、"実現されるべき諸商品価格"のそれぞれに照応して細分され、それぞれの金量額面の15倍ずつ均等・一様にばらまかれる、と想定されなければならないだろう。

ところが、げんじつには必ずしもそうではない。軍需用・建設用などの特定 部面に国家需要の内容が集中されると、国需と民需とのあいだに大きな格差・ 攪乱が生じよう。そうなると、たとえば15倍に増発される価値表章量の流れ

— 59 —

は、もはや国需・民需両部門間の新旧価格水準差に照応して均等化されるので はなく、重点・力点本位に不均等化され、したがって、時間と重点との累積に つれて諸商品価格の動きにたいする影響も単純・一様・名目的ではなくなろう。 抽象・本質論とはちがい、具体・現象論では、15倍以上に大きく飛躍する価格 部面と,ほとんど動かない・あるいは僅かしか上がらない価格部面とがバラバ ラにあい交錯し――両部門間の変動が平均化され、全体としての名目的な上昇率はおな じく15倍になるとしても――, 両部門間の所得・価値・労働生産性のうえでの雑多 な再分配・不均等発展・得失現象がおころう。しかし、全体としての実質はま えとおなじで、両部門間の利害関係を大きく二分してさえも、一方のプラスは 他方のマイナスと照応するはずだ。それは、あいまいな表現だが、ちょうど水 (価値表章) の追加注入によるウイスキー(流通必要金量相当分)の再分配現象に類 似しよう。水の追加注入によってウイスキーの実質量は増えないのに、たとえ ば倍量化され・よく掻きまぜられた(いいかえれば、水分の波及が達成された"究極 的な状態"の) 水割りウイスキーが仲よく二分されると、水の注入者にウイス キーの半分量がまんまと吸いとられる。残念なことに, ウイスキーの所有者は, "すこし変だ!"とは感じながらも、半分を収奪された!とは気づかない。イン フレによる国民の所得・価値の喪失でもそうだ。一方の利得は、他方の損失。 インフレの抽象論から具体論への、こうした再生産的構造への接近の試み は、具体論とはいいながらも、それぞれ多様に絡みあう諸要因・諸ケースの想 定・構想のうえに立つ無限の特例なので、じつのところこれらの一般的な理論

インフレの抽象論から具体論への、こうした冉生産的構造への接近の試みは、具体論とはいいながらも、それぞれ多様に絡みあう諸要因・諸ケースの想定・構想のうえに立つ無限の特例なので、じつのところこれらの一般的な理論化はとても手におえない難題となろう。インフレ、とくに不換銀行券(現代)インフレを契機として、資本関係のもとで複雑にからみ合う生産性の不均等発展、国民所得・価値の再分配、利害の格差が、無限の仮設によってさまざまな具体論として展開されよう。かんたんにまとめようとすれば、しょせんこうした具体論は"具体論ならぬ抽象論"的表現におわりかねない。

(4) 飯田繁「紙幣流通とインフレーションの現代的理論への志向(2)」(『経済学年報』 29集,89-101ページ(『貨幣・物価の経済理論』355-65ページ参照〕)。『物価の理

- 60 -

論的研究』26—181ページ参照。『現代銀行券の基礎理論』 307ページ, 122—211ページ, 438—68ページ参照。『インフレーションの理論』 48ページ, 39—188ページ, 361—3ページ参照。『需給論・市場価値論と紙幣減価論」(『経済学年報』 30集, 2—6ページ, 60ページ〔『貨幣・物価の経済理論』 365—9ページ, 405—6ページ〕参照)。

それはさておき、さいごにひとこと。増発された価値表章がさいしょ国家によって投入される段階と、投入されたあとの価値表章が運動する段階とは区別されなければならない。なぜなら、価値表章が国家の意思・手にあやつられて流通のなかへ投入されるのは、さいしょの瞬間だけであって、あとはもう国家の手のとどかない転々とかわる雑多な商品販売者・購買者=価値表章所有者の手をわたり歩くのだから。

インフレの抽象論・本質論は、国家によってさいしょ直接あるいは間接に (中央銀行をとおして)発行・投入される価値表章総量と、それの代表する流通必 要金量のワクとの関係に焦点をあてて描きだされた究極論 (in the long run theory) である。 そこでは、国家需要は、そのさい前提とされるほんらいの流 通必要金量の諸決定要因の一つを構成するものとして作用するのではない。だ から、そのばあいの国家需要は、国家が金・信用貨幣で ――国民所得の一部分を 徴税,あるいは借り入れて,国民の購買・消費を代行しつつ―― 平常時用の諸商品を 調達して、諸商品需給関係→市場価格変動に参加することによって、ほんらい の流通必要金量じたいの増減規定要因のひとつとなるばあいの国家需要とは区 別されなければならない。強制通用力をもつ価値表章の製造・投入は、ほんら い国家にだけゆるされ、国家でなければできないところの、非経済的な不等 価交換(商品と商品との不等価交換ではない、無価値な表章による価値の吸い上げ、さ きにみたように、 倍量化された水割り ウイスキーの半分量が水の注入者に吸いとられる) 手法によってカムフラージュされた徴税にほかならない。経済外的な国家によ る非再生産的な用途に投入される価値表章の増発は、総需要量の追加増大を形 成するのではない。それはたんなる水増し作業にすぎない。だから、その作業 によっておこる事象は、総需要量のなかでの分配替え・再分配→所得・価値の

再分配にほかならない。こうして、価値表章増発による専一的流通→金価格標準の事実上の切り下げによる円代表金量の低下(たとえば、1円=金750mg→金0.750mg)を逆表現する金貨幣名・価格名の上昇(金750mg=1円→1000円)が抽象的には突如として、具体的にはじわじわと襲来。それまで平穏に推移していた金紙混合流通下の価値表章・円の所有者から円代表金量の一部分あるいは大部分(このばあいには1000分の999)が、"見えざる手"にみちびかれて、価値表章・円の発行・投入者に吸いとられる。

(5) 「国民の商品需給を基礎とし、民需を代行する租税や国有蓄蔵貨幣での国需は、流通手段・支払手段を含めた複雑な諸要因できまる流通必要金量と連動しようが、商品の転形ではない不換国家紙幣(あるいは不換銀行券―追記)をもっての国需の動きは、流通必要金量の動きとはなんの関係も持ちえない。過去(W1-G)のないもの(価値表章としての不換国家紙幣)が現在・将来の商品流通に参加するわけだ。W1-G なしの G 代用物(価値表章)-W2 である。過去のない不換国家紙幣が多くなればなるほど、現在・将来商品への単位紙幣の参加権は低下する。これが、不換国家紙幣の水増し膨張、代表金量の低下、物価の名目的上昇、さらには他の諸要因の参入による物価一所得一生産力の不均等発展を総合した紙幣インフレ(あるいは不換銀行券インフレー追記)であった」(飯田繁『商品と貨幣と資本』260ページ)。

ところが、増発された専一流通下の新価値表章量が流通のなかで国家の手から国民の手にわたると、あとの事態は変わる。達成されつつある・あるいはされた "価格標準の事実上の切り下げ"というベールでおおわれる "新しい流通必要金量"のなかで、価値表章 (国民にとっては、いまや商品の転化形態、商品を売ってえた貨幣代用物)は、"不確定金量"の代用物としてあらわれる。そして、それは、貨幣の価値尺度・法定価格標準機能いがいの流通手段・支払手段機能を不確実ながらも代行して、事後的な諸商品の生産関係一価値関係を基礎とする需給関係による実質的・非名目的な市場価格変動ともじかに関与する。こうして、名目的な物価水準の動きと、同時発生するかも知れない諸要因の介入にもとづく実質的な個別・類別的物価変動とがオーバー・ラップして、インフレの本質はインフレの現象によって大きく・あるいは小さく多様にモディファイさ

れることになる。価格標準の事実上の切り下げ事態 (インフレ本質) のもとでの、それへの波及・実現過程での、増発された価値表章→調達諸商品の使用方法・再生産化または非再生産化による経過の格差・不均等発展など (インフレじたいにとっては外部的諸要因をふくむインフレ現象) →流通必要金量の実体変化にからむ複雑な現実・具体さえもが生じよう。こうしたオーバー・ラップーモディファイ事象の真相も、じつはインフレ本質論のうえにたつインフレ現象論として把握されなければならない。いいかえれば、インフレ本質論がつかめなければ、インフレ現象論は無に帰するのだ! 本質と現象とは一致しない、たとえ、どんなにちがっても、本質が現象をリードし・貫徹する。

- (6) 「需給論・市場価格論と紙幣減価論」(『経済学年報』 第30集,60ページ〔『貨幣・ 物価の経済理論』405-6ページ,その他364-5ページ,368-9ページ参照〕)。
- (7) 「……かりにも, ことがらの現象形態と本質とがじかに一致するものならば, すべての科学は不用となろう」 (Das Kapital, Bd. III. Tl. II., S. 870.)。『貨幣・物価の経済理論』 413ページ参照。

"ほんらいの流通必要金量"から、価格標準の事実上の切り下げに照応して衣替え・転化した "新しい流通必要金量" (新しくてもなお金量であるのは、インフレによって事実上きり上げられた貨幣名・価格名は金量にあたえられたものなのだから) のなかでの価値表章は、"げんじつの流通過程"に視点をおくかぎりではなお自動的な伸縮性をもたないので、あいかわらずもっぱら "紙幣流通の独自の一法則"によって支配される。こうして、経済外的な国需にもとづく新しい価値表章の増発がくりかえされるごとに、インフレはおなじ過程の進行・累積・悪化の一途をたどることになる。

くりかえすが、インフレ現象の多様・複雑な具体性は、インフレ本質の一様・単純な抽象性を地盤とし、根幹・骨格体系とするのでなければ、成立できない枝葉・筋肉体系にもたとえられようか。そしてまた、インフレの貨幣性(価値表章性)・本質を基盤として、はじめてインフレの資本性・現象は解明されうのではなかろうか。

(8) (9) 「……現代インフレーションの本質的な構造体系は、現代インフレーションが

まちがいなくインフレーション事態として認識されるものであるかぎり、あいかわらず、古典インフレーションの"骨格体系"=本質規定を形成したのとおなじ貨幣論的・紙幣論的な視角の射程内でとらえられなければならないのだ」(飯田繁『インフレーションの理論』序文ii 〔傍点一原文のまま〕)。「貨幣論的・紙幣論的な規定こそがインフレーション一現代インフレーションの本質規定をなすのであり、その本質規定のうえにたつのでなければ、現代資本論的・現代信用論的な規定はけっして現代インフレーションへの参加要因規定とはなりえない……」(同書序文iii 〔傍点一原文のまま〕)。「……古典インフレーションには"紙幣性"を、現代インフレーションには"資本性"をみとめることによって、両インフレーションのあいだの越ええない時代的断絶を強調しようとするつもりのやりかたは、まさに、両インフレーションの現象規定・"筋肉体系"の差別性に限をうばわれて、かんじんな両インフレーションの本質規定・"骨格体系"の同一性を見おとしてしまうことになろう」(飯田繁『マルクス紙幣理論の体系』序文3ページ)。

(完) (1982. 3. 19. 稿)